

「木の会」会計細則

第1条＜会費＞

1. 会則第6条第1号の会費は年額1,500円とし、小学生は無料、中学生・高校生は半額とする。
2. 原則として会費は総会終了後3ヶ月以内一括で納めるものとする。
3. 10月以降の入会者は半額とする。
4. 家族会員は二人目より半額とする。
5. 年度途中の退会については返金しない。

第2条＜慶弔費＞

会則第13条の慶弔費については次の事由が生じたときに支給する。
支給の判断・金額については、社会通念を勘案し、役員会で決定する。

1. 会員の結婚・出産
2. 会員の死亡

第3条＜交通費＞

会則第14条の交通費については「交通費支給基準」に定める。

付 則

- (1) 平成17年4月14日制定
- (2) 平成19年4月12日改定
- (3) 平成20年4月10日改定
- (4) 平成23年4月16日改定